

びの目ざましい部門で、生産者、取扱業者、農務者三者によるマーケティング・システムが確立し、典型的なアグリビジネス形態に基く今後の伸びが期待される。

以上、カリフォルニア果樹農業は、大規模なアグリビジネスを主軸に、果樹部門毎に地域差をもつ主産地形成を進めてきたのである。（5月18日）

江戸の都市的土地利用

正井泰夫

1973年3月に筆者が作成した「江戸の都市的土地利用図（1：20,000）」を分析してみると次のようなことが分かった。

1860年頃の江戸の市街地は、行政区画（朱引き）とは無関係に、かなり広く拡大していた。しかし、主として徒歩交通によっていたため、中心からの拡大度はそれほど大きくなく、街道筋の宿場町（衛星都市的機能をもっていた品川・内藤新宿・板橋・千住の宿場町）を除くと、江戸城から半径6kmの範囲にほとんどの市街地が納っていた。これは時間距離にして1時間半程度の距離であり、人間の生理的許容範囲と考えられる現代の通勤圏半径（時間距離にして約1時間半）とほぼ同じである。

市街地の総面積は約80 km²にも達しており、その中に少くとも130万、あるいは200万近い大人口が居住していたといわれる。130万（統計による江戸の人口は、江戸時代末期で130万とされている）とすると、市街地人口密度は1 km²当り16,000人であるが、200万とすると25,000人となる。明治初期の日本の一般の町の市街地人口密度が1 km²当り20,000人を越していたことや、江戸への過度の人口集中が常に問題になっていたことから考えると、人口密度は25,000人という方が妥当性をもつ。従って、大江戸の人口は200万程度であったと考えた方がよい。

市街地内では、土地利用区分がきわめてはっきりとしていた。広い武家地と狭い町屋が極めて対照的であった。武家地は、城・幕府用地・大名上屋敷・大名中屋敷・大名下屋敷・一般武家屋敷などに分けられ、それぞれが特有の分布形態をとっていた。上屋敷は内側に、中屋敷は南寄りの中間地帯に、下屋敷は市街地周辺部に立地するのが一般的傾向であった。

町屋は、日本橋を核として上野から新橋に至る狭い範囲に特に密集していた。ここが、江戸町人の生活の本拠であったが、この町屋集中地区は浅草、本所方面にもある程度張り出していた。そのほかでは、街道沿いの細長い町屋と、台地の谷間に位置する小規模な町屋の分布が特徴的であった。

寺社の分布も特徴的であった。神社はすべて小規模で、町屋内に散在するのに対し、寺はしばしば広い境内をもち、特に周辺部に多く立地していた。広い敷地が必要としたためもあるが、江戸の防衛線の一環として寺が利用され、さらに郊外レクリエーション地としても利用されたことによつて、寺の周辺部立地が説明できる。

江戸の土地利用パターンは、現在の東京にも大きな影響を与えており、現代の都市問題を知る上でも、このような歴史地理的なアプローチが必要である。(7月6日)

都市域における崖地の開発と保全

内 藤 博 夫

都市域にある崖地は近年の急激な都市化の進展にもかかわらず、宅地化を比較的免れてきた部分である。しかし最近になると旺盛な住宅需要はこの崖地をも宅地として開発する例を生むようになった。過度の都市化は都市域における自然の緑地喪失を招く。その結果、残された自然緑地として崖地は新しい存在理由を得ることになった。したがって崖地は開発か保全かをめぐって土地利用のあり方が争われる場となったのである。崖地の場合、緑地保全と防災とは不可分の関係にある。そこで崖地の開発と保全に関して、防災、緑地保全、それに自治体の姿勢の3つの側面から検討してみた。

防災の立場だけに立てば、安全性が確保されていれば開発されてもよいことになる。この立場に立って制定された法令が宅地造成等規制法、都市計画法、東京都建築安全条例である。しかしこれらの法令は、それらに盛り込まれた安全基準は別にしても、内容自体に問題を含んでいる。例えば宅造法が適用されるのは建設大臣が指定する規制区域に対してだけである。都市計画法の規制対象は1,000㎡以上の開発行為に限られており、都安全条例は崖の安定度に関する判断を事実上建築主事の主観に委ねてしまっている。このように防災上の法の保護が加えられるのは崖地の一部にすぎない。